**２０１５人事院勧告の概要**

 自治労北海道本部賃金労働部作成

2015年８月６日現在

**○　今年の人事院勧告・報告のポイント**

|  |
| --- |
| 　月例給、一時金ともに昨年に引き続き引き上げ（24年ぶり）　①民間給与との較差（0.36％）を埋めるため、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げ　②一時金を引き上げ（0.10月分）、勤勉手当に配分 |

１．官民較差と給与改定関係

(1) 民間給与との比較

　　　約12,300事業所の約50万人の個人別給与を調査（完了率87.7％）

　①　月例給

○民間給与との較差　1,469円　0.36％（昨年　0.27％　1,090円）

行政職俸給表（一）現行給与　408,996円（408,472円）平均年齢43.5歳（43.5歳）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※（　）内は昨年度

　　　　俸給　280円　地域手当　1,156円　はね返り分　33円

　　　　　（注）俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 民間給与① | 国家公務員給与② | 較　　差①－②（円）（（①－②）／②）×100％ |
| ４１０，４６５円 | ４０８，９９６円 | １,４６９円（０．３６％） |

地域手当1156円

跳ね返り33円

俸給280円

較差1,469円

民間給与

410,465円

国家公務員給与

408,996円

比較

　②　一時金

　　○民間の支給割合　4.21月

(2) 給与改定について

　＜月例給＞

　①　俸給表

　　ア）行政職俸給表（一）

　　　　１級の初任給を2,500円引き上げ。若年層についても同程度の改定。その他はそれぞれ1,100円の引き上げを基本に改定（平均改定率0.4％）。

再任用職員の俸給額も引き上げ。

　　イ）その他の俸給表

　行政職（一）との均衡を基本に改定。

　②　地域手当

　　　給与制度の見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～２％引き上げ

＜一時金＞

　民間の支給実績にあわせて、公務員の一時金を4.10月から4.20月へ0.10月引き上げて、勤勉手当に配分。再任用職員においても0.05月引き上げ（勤勉手当）

　＜国家公務員の一時金＞

　　●　2015年の一時金（月数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | ６月期 | 12月期 | 小計 | 合計 |
| 一般職員 | 期末手当 | 1.225（支給済） | 1.375（改定なし） | 2.6 | 4.20 |
| 勤勉手当 | 0.750（支給済） | 0.850（現行0.750） | 1.6 |
| 特定管理職員 | 期末手当 | 1.025（支給済） | 1.175（改定なし） | 2.2 | 4.20 |
| 勤勉手当 | 0.950（支給済） | 1.050（現行0.950） | 2.0 |
| 再任用職員 | 期末手当 | 0.650（支給済） | 0.800（改定なし） | 1.45 | 2.20 |
| 勤勉手当 | 0.350（支給済） | 0.400（現行0.350） | 0.75 |

　　●　2016年の一時金（月数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | ６月期 | 12月期 | 小計 | 合計 |
| 一般職員 | 期末手当 | 1.225 | 1.375 | 2.6 | 4.20 |
| 勤勉手当 | 0.800 | 0.800 | 1.6 |
| 特定管理職員 | 期末手当 | 1.025 | 1.175 | 2.2 | 4.20 |
| 勤勉手当 | 1.000 | 1.000 | 2.0 |
| 再任用職員 | 期末手当 | 0.650 | 0.800 | 1.45 | 2.20 |
| 勤勉手当 | 0.375 | 0.375 | 0.75 |

(3) 実施時期

　　月例給：俸給表の改定は2014年４月１日

　　一時金：法律の公布日

２．給与制度の総合的見直し関係（平成28年度において実施する事項）

(1) 地域手当

　平成28年４月１日から給与法に定める支給割合に引き上げ

(2) 単身赴任手当

基礎額を平成28年度４月１日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度を平成28年４月１日より12,000円引き上げ、70,000円に改定

(3) 広域異動手当

平成28年４月１日以後に異動した職員に対して、官署間300㎞以上の場合に10％、60㎞以上300㎞未満の場合に５％へ引き上げ

＜参考＞－2007年給与改定と2015年給与改定の考え方の違い

現に支払われている給与額　ＡＰＢ

Ｂ

**2007年給与改定**

経過措置として支給されている差額

ｂ

俸給表の給与額　ＡＰｂ

経過措置として支給されている差額

【解説】

2015年人事院勧告においては、若年層から中高年齢層、再任用まで俸給表の改定を行う勧告となった。初任給で2,500円、それ以外は1,100円程度を引き上げるもの。改定額が経過措置として支給されている差額に満たない給与原資（ＤＱＰｂ）を利用して、地域手当の0.5～２％の前倒し改定を行うこととしている。経過措置対象者は直接的には改定の効果を受けないが、経過措置廃止後や退職手当基本額の増額として効果がでる。

俸給表の給与額　ＡＰｂ

現に支払われている給与額　ＡＰＱＢ

俸給表の改定が行われ、差額が発生する部分

ＡＰＱａ

**2015年人事院勧告**

Ｂ

改定後の俸給表の給与額　ａＱＤ

Ｑ

Ｄ

ｂ

初任給の号俸

Ｐ

ａ

Ａ

【解説】

2006年の給与構造改革後、初めて給与改定を伴った2007年人事院勧告においては、俸給表の改定は経過措置対象者となっていない若年層のみに対して行われた。他に扶養手当その他区分を500円アップ、地域手当改善の前倒しが行われた。

俸給表の改定が行われ、差額が発生する部分

ＡＰａ

改定後の俸給表の給与額　ａＰｂ

30歳

Ｐ

ａ

Ａ